

規約の改正について

《 改正の概要 》

西部建設事務所管内【西ブロック】

○安芸高田市移管に伴う改正

安芸高田市移管に伴い、構成員及び対象河川を見直します。

○組織変更に伴う改正

廿日市市の幹事会構成員（別表3）を改正します。

西部建設事務所管内【東ブロック】

○組織変更に伴う改正

東広島市の幹事会構成員（別表3）を改正します。

北部建設事務所管内

○安芸高田市移管に伴う改正

安芸高田市移管に伴い、構成員及び対象河川を見直します。

広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（西部建設事務所管内【西ブロック】）規約 新旧対照表

改正（案）	現行
<p>（設置）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、広島県、広島市、大竹市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、中国地方整備局、広島地方気象台が連携して、広島県西部建設事務所、同廿日市支所及び同安芸太田支所の所管区域（以下「広島県西部建設事務所管内（西ブロック）」という。）における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。</p> <p>第3条～第12条（略）</p> <p>附 則</p> <p>本規約は、平成29年1年31日から施行する。</p> <p>平成30年2月8日 一部改正</p> <p>令和元年6月27日 一部改正</p> <p>令和2年2月27日 一部改正</p> <p>令和2年6月25日 一部改正</p> <p>令和3年6月8日 一部改正</p> <p>令和4年6月10日 一部改正</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、広島県、広島市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、中国地方整備局、広島地方気象台が連携して、広島県西部建設事務所、同廿日市支所及び同安芸太田支所の所管区域（以下「広島県西部建設事務所管内（西ブロック）」という。）における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。</p> <p>第3条～第12条（略）</p> <p>附 則</p> <p>本規約は、平成29年1年31日から施行する。</p> <p>平成30年2月8日 一部改正</p> <p>令和元年6月27日 一部改正</p> <p>令和2年2月27日 一部改正</p> <p>令和2年6月25日 一部改正</p> <p>令和3年6月8日 一部改正</p> <p>令和4年6月10日 一部改正</p>

令和5年6月1日 一部改正

令和6年6月 日 一部改正

別表 1

- 一級河川太田川水系指定区間太田川
- 一級河川太田川水系指定区間府中大川
- 一級河川太田川水系指定区間安川
- 一級河川太田川水系指定区間三篠川
- 一級河川太田川水系指定区間根谷川
- 一級河川太田川水系指定区間南原川
- 一級河川太田川水系指定区間鈴張川
- 一級河川太田川水系指定区間水内川
- 一級河川江の川水系指定区間志路原川
- 一級河川江の川水系指定区間冠川
- 二級河川八幡川水系八幡川
- 二級河川瀬野川水系瀬野川
- 二級河川二河川水系二河川
- 二級河川永慶寺川水系永慶寺川
- 二級河川御手洗川水系御手洗川
- 二級河川可愛川水系可愛川
- 二級河川岡ノ下川水系岡ノ下川
- その他（略）

令和5年6月1日 一部改正

別表 1

- 一級河川太田川水系指定区間太田川
- 一級河川太田川水系指定区間府中大川
- 一級河川太田川水系指定区間安川
- 一級河川太田川水系指定区間三篠川
- 一級河川太田川水系指定区間根谷川
- 一級河川太田川水系指定区間南原川
- 一級河川太田川水系指定区間鈴張川
- 一級河川太田川水系指定区間水内川
- 一級河川江の川水系指定区間多治比川
- 一級河川江の川水系指定区間志路原川
- 一級河川江の川水系指定区間冠川
- 二級河川八幡川水系八幡川
- 二級河川瀬野川水系瀬野川
- 二級河川二河川水系二河川
- 二級河川永慶寺川水系永慶寺川
- 二級河川御手洗川水系御手洗川
- 二級河川可愛川水系可愛川
- 二級河川岡ノ下川水系岡ノ下川
- その他（略）

別表 2

広島県土木建築局長
広島県西部建設事務所長
広島県西部建設事務所廿日市支所長
広島県西部建設事務所安芸太田支所長
広島市中区長
広島市東区長
広島市南区長
広島市西区長
広島市安佐南区長
広島市安佐北区長
広島市安芸区長
広島市佐伯区長
大竹市長
廿日市市長
江田島市長
府中町長
海田町長
熊野町長
坂町長
安芸太田町長
北広島町長

別表 2

広島県土木建築局長
広島県西部建設事務所長
広島県西部建設事務所廿日市支所長
広島県西部建設事務所安芸太田支所長
広島市中区長
広島市東区長
広島市南区長
広島市西区長
広島市安佐南区長
広島市安佐北区長
広島市安芸区長
広島市佐伯区長
大竹市長
廿日市市長
安芸高田市長
江田島市長
府中町長
海田町長
熊野町長
坂町長
安芸太田町長
北広島町長

中国地方整備局太田川河川事務所長
中国地方整備局三次河川国道事務所長
広島地方気象台長

(オブザーバー)
広島県危機管理課
中国地方整備局河川部

中国地方整備局太田川河川事務所長
中国地方整備局三次河川国道事務所長
広島地方気象台長

(オブザーバー)
広島県危機管理課
中国地方整備局河川部

別表 3

広島県土木建築局道路河川管理課長
広島県土木建築局河川課長
広島県西部建設事務所次長(技術)
広島県西部建設事務所廿日市支所次長(技術)
広島県西部建設事務所安芸太田支所次長(技術)
広島市危機管理室災害対策課長
広島市中区市民部地域起こし推進課長
広島市東区市民部地域起こし推進課長
広島市南区市民部地域起こし推進課長
広島市西区市民部地域起こし推進課長
広島市安佐南区市民部地域起こし推進課長
広島市安佐北区市民部地域起こし推進課長

別表 3

広島県土木建築局道路河川管理課長
広島県土木建築局河川課長
広島県西部建設事務所次長(技術)
広島県西部建設事務所廿日市支所次長(技術)
広島県西部建設事務所安芸太田支所次長(技術)
広島市危機管理室災害対策課長
広島市中区市民部地域起こし推進課長
広島市東区市民部地域起こし推進課長
広島市南区市民部地域起こし推進課長
広島市西区市民部地域起こし推進課長
広島市安佐南区市民部地域起こし推進課長
広島市安佐北区市民部地域起こし推進課長

広島市安芸区市民部地域起こし推進課長
広島市佐伯区市民部地域起こし推進課長
大竹市総務部危機管理課長
廿日市市危機管理課長
江田島市危機管理監危機管理課長
府中町危機管理監危機管理課長
海田町総務部防災課長
熊野町住民生活部防災安全課長
坂町民生部環境防災課長
安芸太田町総務課長
北広島町危機管理監
中国地方整備局太田川河川事務所副所長
三次河川国道事務所副所長
広島地方気象台防災管理官

(オブザーバー)

広島県危機管理課
中国地方整備局河川部

広島市安芸区市民部地域起こし推進課長
広島市佐伯区市民部地域起こし推進課長
大竹市総務部危機管理課長
廿日市市総務部次長兼危機管理課長
安芸高田市危機管理監危機管理課長
江田島市危機管理監危機管理課長
府中町危機管理監危機管理課長
海田町総務部防災課長
熊野町住民生活部防災安全課長
坂町民生部環境防災課長
安芸太田町総務課長
北広島町危機管理監
中国地方整備局太田川河川事務所副所長
三次河川国道事務所副所長
広島地方気象台防災管理官

(オブザーバー)

広島県危機管理課
中国地方整備局河川部

広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（西部建設事務所管内【東ブロック】）規約 新旧対照表

改正（案）	現行
<p>第1条～第12条（略）</p> <p>附 則</p> <p>本規約は、平成29年2月7日から施行する。</p> <p>平成30年1月31日 一部改正</p> <p>令和元年6月11日 一部改正</p> <p>令和2年3月2日 一部改正</p> <p>令和3年6月3日 一部改正</p> <p>令和4年6月9日 一部改正</p> <p>令和5年5月26日 一部改正</p> <p>令和6年6月 日 一部改正</p> <p>別表1～2（略）</p> <p>別表3</p> <div data-bbox="212 1054 891 1374" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>広島県土木建築局道路河川管理課長</p> <p>広島県土木建築局河川課長</p> <p>広島県西部建設事務所呉支所次長（技術）</p> <p>広島県西部建設事務所東広島支所次長（技術）</p> <p>呉市総務部危機管理課長</p> <p>竹原市総務企画部危機管理課長</p> </div>	<p>第1条～第12条（略）</p> <p>附 則</p> <p>本規約は、平成29年2月7日から施行する。</p> <p>平成30年1月31日 一部改正</p> <p>令和元年6月11日 一部改正</p> <p>令和2年3月2日 一部改正</p> <p>令和3年6月3日 一部改正</p> <p>令和4年6月9日 一部改正</p> <p>令和5年5月26日 一部改正</p> <p>別表1～2（略）</p> <p>別表3</p> <div data-bbox="1178 1054 1856 1374" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>広島県土木建築局道路河川管理課長</p> <p>広島県土木建築局河川課長</p> <p>広島県西部建設事務所呉支所次長（技術）</p> <p>広島県西部建設事務所東広島支所次長（技術）</p> <p>呉市総務部危機管理課長</p> <p>竹原市総務企画部危機管理課長</p> </div>

東広島市総務部次長兼危機管理課長
東広島市建設部次長兼技術企画課長
東広島市災害河港課長
大崎上島町総務課長
広島地方気象台防災管理官

(オブザーバー)

広島県危機管理課
中国地方整備局河川部

東広島市総務部危機管理課長
東広島市建設部次長兼技術企画課長
東広島市建設部次長兼災害河港課長
大崎上島町総務課長
広島地方気象台防災管理官

(オブザーバー)

広島県危機管理課
中国地方整備局河川部

広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（北部建設事務所管内）規約 新旧対照表

改正（案）	現行
<p>（設置）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、広島県、三次市、庄原市、安芸高田市、中国地方整備局、広島地方気象台が連携して、広島県北部建設事務所管内における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。</p> <p>第3条～第11条（略）</p> <p>附 則</p> <p>本規約は、平成29年2月2日から施行する。</p> <p>平成30年2月1日 一部改正</p> <p>令和元年6月3日 一部改正</p> <p>令和2年3月3日 一部改正</p> <p>令和2年6月25日 一部改正</p> <p>令和3年6月3日 一部改正</p> <p>令和4年5月26日 一部改正</p> <p>令和6年 月 日 一部改正</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、広島県、三次市、庄原市、中国地方整備局、広島地方気象台が連携して、広島県北部建設事務所管内における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。</p> <p>第3条～第11条（略）</p> <p>附 則</p> <p>本規約は、平成29年2月2日から施行する。</p> <p>平成30年2月1日 一部改正</p> <p>令和元年6月3日 一部改正</p> <p>令和2年3月3日 一部改正</p> <p>令和2年6月25日 一部改正</p> <p>令和3年6月3日 一部改正</p> <p>令和4年5月26日 一部改正</p>

別表 1

一級河川江の川水系指定区間神野瀬川
一級河川江の川水系指定区間布野川
一級河川江の川水系指定区間馬洗川
一級河川江の川水系指定区間西城川
一級河川江の川水系指定区間比和川
一級河川江の川水系指定区間戸郷川
一級河川江の川水系指定区間国兼川
一級河川江の川水系指定区間美波羅川
一級河川江の川水系指定区間上下川
一級河川江の川水系指定区間北溝川
一級河川江の川水系指定区間板木川
一級河川江の川水系指定区間多治比川
一級河川太田川水系指定区間三篠川
一級河川高梁川水系指定区間成羽川
その他広島県北部建設事務所管内における指定区間内の一級河川

別表 2

広島県土木建築局長
広島県北部建設事務所長
広島県北部建設事務所庄原支所長
三次市長
庄原市長

別表 1

一級河川江の川水系指定区間神野瀬川
一級河川江の川水系指定区間布野川
一級河川江の川水系指定区間馬洗川
一級河川江の川水系指定区間西城川
一級河川江の川水系指定区間比和川
一級河川江の川水系指定区間戸郷川
一級河川江の川水系指定区間国兼川
一級河川江の川水系指定区間美波羅川
一級河川江の川水系指定区間上下川
一級河川江の川水系指定区間北溝川
一級河川江の川水系指定区間板木川
一級河川高梁川水系指定区間成羽川
その他広島県北部建設事務所管内における指定区間内の一級河川

別表 2

広島県土木建築局長
広島県北部建設事務所長
広島県北部建設事務所庄原支所長
三次市長
庄原市長

安芸高田市長

中国地方整備局三次河川国道事務所長
広島地方気象台長

(オブザーバー)
広島県危機管理課
中国地方整備局河川部

中国地方整備局三次河川国道事務所長
広島地方気象台長

(オブザーバー)
広島県危機管理課
中国地方整備局河川部

別表 3

広島県土木建築局道路河川管理課長
広島県土木建築局河川課長
広島県北部建設事務所次長(技術)
広島県北部建設事務所庄原支所次長(技術)
三次市危機管理監危機管理課長
庄原市総務部危機管理課長
安芸高田市危機管理監危機管理課長
中国地方整備局三次河川国道事務所副所長
広島地方気象台防災管理官

(オブザーバー)
広島県危機管理課
中国地方整備局河川部

別表 3

広島県土木建築局道路河川管理課長
広島県土木建築局河川課長
広島県北部建設事務所次長(技術)
広島県北部建設事務所庄原支所次長(技術)
三次市危機管理監危機管理課長
庄原市総務部危機管理課長
中国地方整備局三次河川国道事務所副所長
広島地方気象台防災管理官

(オブザーバー)
広島県危機管理課
中国地方整備局河川部